平成２３年（フ）第１２２５号
札幌市東区北23条東13丁目５番３号　アルページュ参番館102
債務者　佐藤　郁彦
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３４号
札幌市清田区清田５条４丁目９番１号
債務者　千葉　美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７３号
札幌市北区篠路３条８丁目７番10号
債務者　阿部　美弥（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８９号
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番34号　ますみハイツＡ３号
債務者　福田みあ子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
北海道斜里郡斜里町港町24番地５　借家Ｂ
債務者　千葉　　進
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道網走市桂町４丁目３番20号
債務者　貝山　則子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
北海道斜里郡小清水町字小清水773番地の97
債務者　山端　啓太
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目３番12号ウェルネス１－Ｃ号室、旧住所岩手県奥州市江刺区愛宕字馬場先340番地５
債務者　高橋　　帥
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３１号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目３番12号ウェルネス１－Ｃ号室、旧住所岩手県奥州市江刺区愛宕字馬場先340番地５
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１７０号
群馬県高崎市金古町227番地　松本荘
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８０号
群馬県藤岡市藤岡1492番地３
債務者　相馬　保好
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２５号
埼玉県所沢市大字荒幡921番地の１　ホワイトガーデン101
債務者　鎌田　知美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５０号
埼玉県比企郡川島町大字南園部306番地４
債務者　柳澤　一道
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保381番地２三芳グリーンハイム104号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保690番地３
債務者　本多　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３７２号
埼玉県所沢市大字下安松1156番地の５、前住所埼玉県所沢市東所沢１丁目35番地の４　ダイアパレス東所沢３―702
債務者　森田　晴美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６６号
埼玉県熊谷市西城1321番地７
債務者　茂木　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４４号
埼玉県熊谷市肥塚940　肥塚団地４―401　松澤方、住民票上の住所埼玉県行田市大字長野1048番地３
債務者　舟山　健治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部